

# シェアリングレター

「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています

< 編集発行 >

公認会計士 林 光 行 事務所  
 税 理 士  
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町  
 1-13 サンセットビル  
 TEL 06(6772)7770  
 FAX 06(6772)7740  
<http://www.share.gr.jp/>

第64号

2022年10月

## Share

所長 林 光 行

本誌のタイトル「<sup>Sharing Letter</sup>シェアリングレター」。そのShare。<sup>シェア</sup>「ともに分かち合う」と訳したいと思います。「ともに」が要所です。高校生の頃、初めてこの言葉に出会ったとき、胸が震えました。「愛の賛歌」の一節です。

When at last our life on earth is through  
 私たちが この世の生を 終える時

I will share eternity with you  
 私は 永遠のときを あなたと共に 分かち持つ

会計士になって出会った「シェア」は、市場占有率や株式持分など、分配された後の「己の占有部分」です。そして、「ともに分かち合う」感覚を欠いた「占有率」や「持分」の仕事に馴染むうちに、私は、歌の一節に感動する瑞々しい感性を失いつつありました。そんなときに、<sup>ワークシヨップ</sup>心理学講座でShareの言葉に再会しました。

「何か、感じたことはありますか?」「何か言いたいことはありませんか?」「どうか、そのことを皆さんにShareしてください」。言葉にしてShareすると、自身でも不確かだった「自分が思っていること」「感じていること」が明確になります。また、「こう感じたよ」「こう思ったよ」と、多くのフィードバックが貰えます。偶には、<sup>つら</sup>辛いと思える「苦い良薬」もいただきます。

他者のShareに「そんな風を感じる人がいるんだ!」と驚き、他者とは異なる感性を持っている自分を発見します。Shareは、自己成長の契機です。

難しい話ではありません。「食べたらとても美味しかった!一つどう?」とShareすると、「ホント!美味しいね!」。笑顔を交わすこともできます。ときには、「他にも、こんなに美味しいものがあるよ!」と教えていただくこともあります。Shareの効用です。

そう気が付いて、30年前に本誌を創刊しました。年明けに税理士法人を設立しますので、個人事務所からの発刊はこれが最終号になりますが、新法人からの発刊を継続します。1992年3月の創刊号の巻頭には、「私(達)と皆様の関係でお伝えしたいことを伝える」と書いていますが、このことは今後も変わりません。

私たちは父母が<sup>shareして</sup>分け与えてくれた生命を生きています。そして多くの人から多くを与えられて成長してきました。私たち一人ひとりが、この人生を、この時代を、この国を、そしてこの世界を、お互いに<sup>分かち合っ</sup>Shareして生きているのだと思います。

私は、今後もShareし続けたいと思っています。

### ~ CONTENTS ~

### 10月 - 3月の 税 務

○ 交流 第56回 大阪信用金庫	2
○ 経営倶楽部 第108回「世界はつながっている」	4
○ 寄稿 ~ 「ウクライナ戦争を考える」	6
○ インボイス所内研修レポート	8
<b>トピックス</b> 税制「電子帳簿保存法」	10
労務「パートの働き方、どうする?」	11
社福「園児置き去り防止策考」	12
○ 緊急アンケート ~子ども×コロナ~	13
○ KS研究会「中村式人材教育」	14
<b>ひと</b> 「大切なのは“人”、そして“つながり”」	16
<b>ひと</b> 「街と森をつなぎ、人と人をつなぐ」	18
○ 読者の皆様からのお便り	20
○ 心理学実践基礎講座第1期生募集	22

10月31日	8月決算法人の確定申告期限
11月10日	10月分源泉所得税の納付期限(以降毎月10日)
11月30日	9月決算法人の確定申告期限
1月 4日	10月決算法人の確定申告期限
1月20日	源泉所得税の納期の特例の納付期限
1月31日	11月決算法人の確定申告期限
	支払調書・法定調書合計表の提出期限
	給与支払報告書の提出期限(各市町村)
	償却資産税の申告期限(各市町村)
2月28日	12月決算法人の確定申告期限
3月15日	令和4年分所得税、贈与税の確定申告期限
3月31日	1月決算法人の確定申告期限
	令和4年分個人消費税等の確定申告期限

# 第56回 交流

この街のホームドクター  
**大阪信用金庫 《だいしん》**



今回は、大阪信用金庫の理事長 高井嘉津義様を訪問しました。5年前に理事長に就任され、経営方針を「量から質へ」と転換してこられました。課題解決型営業や創業支援など、どのようにして経営方針を転換してこられたのか、また新しい本店や今後の展望についてお話を伺いました。  
(税理士・中小企業診断士 前田 有太可)

\*\*\*\*\*

## ● 不動産融資で業績は伸びたが・・・

うちは平成初期のバブル時に不動産融資は殆どしていませんでした。当時の理事長の溝口さんは、すごくそろばん勘定の得意な方で、バブルの状況について「こんなことはおかしい、絶対するな。お金を右から左へ動かす商売に貸すのは信用金庫と違う」とよく言われました。それが結果良かった。バブル崩壊の被害に合わなかったんですよ。でも、伸びなかった。

前理事長の樋野さんは営業畑でしたから、不動産融資をやる方針に転換しました。これまでみんな絞められ抑えられてきたので、もう水を得た魚みたいにブワッ！(笑)と全員が動きだし、大阪市内どころか府外まで貸し出しました。さらに、日本一高い利率の定期預金を作って広告を出したら全国から預金が集まり、預金量は1兆4千億円から2兆8千億円まで膨らみました。

● 方針転換 ところが、僕が5年前に理事長を受けてから(令和の)不動産バブルは終わり、その処理に一年半ほどかかりました。

そこでうちの方針が転換したのは、営業マンが疲れてきたからです。それと、林先生から言われたことです。忘れもしません、8月のお盆に先生と奥さんとお越しになって、「だいしんは変わってしまった」と。「かつて営業の方は事務所に来ているんな話をしていた。ところが最近、頼み事をする時だけ来て、終わったらすぐ他に行く。これはだいしんと違う」と言ってくれました。あの言葉はずっと頭に残ってね、ショックでした。偶然にも次の日に他のお客さんにも同じことを言われ、これはあかんと思いました。当時、支店長は、部下は放ったらかし、内部管理はできていない、数字を上げるためになりふり構わずという状況でした。

● ノルマの廃止 そこで、勇気が要りましたが、ノルマを廃止することにしました。お客さんと話をしよう、情報を集め、困っておられることがあったらすぐ

対応する方針に変えました。二年かかりました。

それと、シンクタンクの「だいしん総研」を強くしました。総研は、行政、商工会議所、ベンチャーやフィンテックなどいろいろなパイプがあります。これは大信の無形財産なんです。平成15年からずっと続けてきたのですが、これまでは日の目を見ず、仕事もなく人数も減り廃部寸前でした。私が常務のときに総研に光を当て、増員していきました。今、ソリューション(課題解決)をするのにこの総研の力が必要なのです。

● 女性の活用 それと女性の活用です。女性を大信の柱に育てていかなあかとずっと思っていました。女性には、説明の丁寧さ、きめ細やかさ、やさしさがああり、お客様には良いことだけでなく悪いことも両方伝えてくれます。それでお客様は納得してくれる。今では女性の副支店長や融資代理も出てきました。

● 課題や仕事を見つけ出して、資金需要に お客様の課題解決のため設備投資をする、あるいは、マッチングサービスで仕事が増えて資金がいるなど、我々が課題や仕事を見つけ出して、資金需要に結びつけていく、そういうやり方に切り替えてきました。でも、これって時間がかかるんですよ。だから、僕は融資の入り口から出口に至るまで、プロセスごとに職員に評価ポイントを与えるようにしました。そして、年金相談を受けた、課題解決をした、そういう活動全部にポイントを付け、報奨金に反映させました。

ただ、そういう営業が苦手な人もいるので、得意なことを探そう、例えば店をきれいにする、元気な挨拶で店を明るくするという人にもポイントを付けました。そうすると、上司や周りはその人を見ていないといけない。自分の数字を上げることばかり考えていた、そういう雰囲気もなくそうとしたのです。

● 一生懸命やっている中小企業に伴走する 僕の信念は、地元で親子が一生懸命やっている企業

には少々のことであっても応援するということです。支店や融資部にはそう言うてます。それでもあかんところは廃業支援をする。途中で放り出さないようにと。まじめに一生懸命やっているところは伴走していく。

その企業の財務内容がちょっと悪くなったからといってあかん絶対言うなと言うてます。事業の実態をつかんで、ソリューションを提案する。それをしてなかったら怒りますね。人材紹介や産学連携先を紹介するなど、そのために総研を充実させてきたわけですから。

ただ、職員はすぐにソリューションなんてできません。まずは、お客さんとよく話をする事です。よく話をして信頼関係が生まれてきたら、例えば「在庫が多くて困ってる」というニーズを聞き出せる。そうしたら、マッチングや総研につなげることができる。最初からうまくいかないかもしれない、失敗してもかまわない。こういう経験をいかにたくさん積むかが大事なのです。

**● 健康経営** それと健康経営です。従業員の健康には様々な施策を実施してきました。そのおかげで「健康経営優良法人ホワイト500」（従業員の健康管理を経営的な視点で取り組んでいる法人に対する経産省の認定制度）に二年連続して認定されました。中小企業版は「ブライツ500」という制度があり、お客様向けにその取得に向けたセミナーを実施しています。

また、僕は金庫内にいろんなクラブを作ったんですよ。特色あるのは、カンガルークラブ。子育ての悩みを話し合ったり、助産師さん呼んで講習してもらったり。今、社内には、他に吹奏楽、ソフトボールなど20を超えるクラブがあって、皆で親睦を深めています。

**● 創業と言えば「だいしん」** 4年前に堺にインキュベーション（起業家育成）施設を作りました。創業支援をしたかったからです。なんで創業支援かという廃業が多いからです。廃業を守るより新しい事業を創ろうとしたわけです。今や創業と言えば“だいしん”となっています。創業支援ファンド、事業承継ファンド、社会課題解決ファンドなど25本ほどファンドが立ち上がっています。

また、シェアオフィスを数か所作って、起業家を呼んで、うちがバックアップして事業を立ち上げ、資金がいるならファンドや融資で協力しています。

他に「LED関西」という女性起業家応援プロジェクトがあり、10年前に近畿経産局主催でスタートし、うち

も1回目から参画・応援しています。関西一円から主婦、学生、脱サラした方が「こういう事業をしたい」と、どんどんプレゼンしてこられるんですよ。うちはそういう方にソリューションだけでなく、その方の事業の商品やサービスを買って使うんです。“だいしんで採用中”と書けば、信用がついて事業が広がっていくんです。

**● アバター、外国人の採用** ネット社会の実現を、法律の整備とともにいかに進めていくか、それをどうやってお客さんに提供していくか。その中で僕がやりたいのは、「アバター」ですね。アバターで地域を紹介したい。それも天王寺区から。一目で天王寺区がわかり体験できる世界を作りたいです。

また、「ベトナム人」ですね。日本の大学でベンチャーを学んで、ベトナムと日本とをつなげたいと思っている人をうちで採用しました。彼女らがすごく活躍しているんですよ。日本の工場にはベトナムの方がたくさん働いていますが、言葉の壁があって、経営者とベトナム人との軋轢が生まれるんです。経営者の思いが伝わらず軋轢が生まれる。そうしたら彼女らが間に入って、ベトナム人の気持ちを汲んで解決していってくれるんですよ。ほんと彼女らは今や引っ張りダコです。

**● 新しい本店について** 今の本店の建物は、南海トラフ級の地震が来たら耐震に問題があることがわかり、建て替えをすることにしました。新本店では地元の人に使って楽しんでもらうよう食事や会合ができるスペースやコンサートができる会場を設け、地元密着の館にしたい。また、職員がパソコンを持ってどこの階でも仕事ができるようにしたい。何々部がやっている仕事ではなく、いろんな部が混じりあって、“One team”でひとつの仕事をやっているようにしたいのです。

**● わかりやすい大信** 誰が経営してもわかりやすい“だいしん”。僕はそれを念頭に置いて経営しています。理事長職は特別な人になるのではなく、誰がなっても理事長職をやれる、そういう強い組織にしていかなあかんのです。永続的な組織にするには、わかりやすくてみんなが幸せを感じる経営に主眼を置いてやろうと思っています。

一本日は丁寧に話しをいただき、誠にありがとうございました。



前田 高井理事長 総研 吉田様

# 経営倶楽部

第108回経営倶楽部

令和4年6月18日

「世界はつながっている」～ウクライナ・ロシア、そして日本～

第1部 基調報告：元衆議院議員 熊田あつし様

第2部 パネルディスカッション

今回の経営倶楽部は、ウクライナをテーマに2部構成。第1部は熊田氏による基調報告。ご自身の体験をもとに語られる熊田氏の報告内容は、報道などからは窺い知ることのできない興味深いお話が盛りだくさんでした。第2部のパネルディスカッションでは、この先世界がどうなっていくのか、私たちは何をすれば良いのかを考える良い機会となり、第1部・第2部ともに大変有意義な時間となりました。(手嶋 智子)

## 第1部 基調報告(熊田あつし様)

### 熊田氏とロシア

以前から、エネルギー政策をライフワークとして政治活動を行っておりますが、実はロシアは非常に大きな産油国で、エネルギーの上から言っても日本にとって重要な国ではないかと昔から考えていました。

その流れで、国会議員をしていた頃に、ロシアの下院議員をご紹介いただき、ロシアに行き始めました。モスクワでの長期滞在や、ウクライナの方々との対話、そういったことからロシアとの関わりが始まりました。

### ロシア国旗の色の意味



ウクライナの国旗の色は「青空と小麦もしくはヒマワリ」を意味していると、これはよく聞くとお思います。

では、ロシア国旗の色の意味はご存じでしょうか？ 白・青・赤。大きな意味でのスラブ民族の色です。

白はベラルーシで、青がウクライナなんです。白は「高貴と率直」を表す、素直な白ロシア(ベラルーシ)人。青は「名誉と純潔」を重んじる小ロシア(ウクライナ)人。赤が「愛と勇気」のいわゆるロシア人。



その3つを象徴する色がロシアの国旗の色で、かつ、ロシア人そのものは一番下の赤なんです。ベラルーシが一番上、ど真ん中にウクライナ。この旗には「おれたちは同じロシア、スラブ民族だ」というロシア人の意識が象徴されていると私は感じています。

### ビビリのロシア人

ロシア人の国家は、キエフ・ルーシ建国に始まります。いにしえの都キエフ。ロシア人にとってのキエフは、日本人にとっての京都のような存在、心のふるさとです。

後に、モンゴル人によるモスクワ支配が始まります。これを「タタールのくびき」というのですが、ロシア人は未だにこの歴史を忘れてはいません。その後にはナポレオンの侵攻があり、第二次世界大戦中にはヒトラ

ーに攻められ、当時約2,000万人が亡くなりました。

幾度となく侵略され続けてきたという歴史があり、彼らは自分たちのことを「おれたちはビビりなんだ」「外に、外に広く領土を持ってないと怖いんだ」と言います。そういった背景が、彼らの深層心理に非常に影響してるんじゃないかなというように感じています。

だからといって他国への侵略が許されるものではありません。NATOが拡大を続け、ウクライナが西側になればモスクワは目の前ですから、ナポレオンやヒトラーの恐怖が頭をよぎるのはプーチンだけではなく、全てのロシア人です。その気持ちは分かるな、と思いません。決して高圧的に行きたいんじゃなく「怖い」という心理がベースにあるということを彼らはすごく強調していました。

仲良くなって一度懐に入ったら、彼らはとことん信じてくれる。僕はそういった友人がロシアやウクライナにも沢山います。そんな中で心苦しいな、辛いなと思って見ているというのが、今の私の立場です。



### 複雑な世界へ…

今回のウクライナのことなども含めて、いろんな意味で世界がまたブロック化していくように思います。ブロックの中での交流は深まる一方、エネルギーの面などはブロック内でも駆け引きが続く。この先、より複雑な世界に突入をしていくような気がいたします。

\*\*\*\*\*

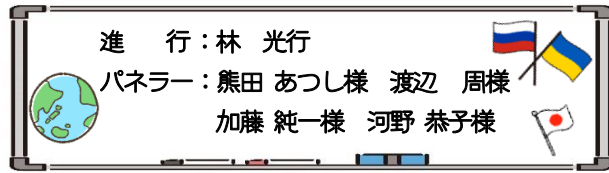
ソ連製カメラ「キエフ」のご紹介もありました!



熊田氏はこのほかに、プーチン大統領及びゼレンスキー大統領の人物像や旧ソ連諸国でのカラー革命の連鎖等、ウクライナ侵攻の背景をお話しくれました。

\*\*\*\*\*

## 第2部 | パネルディスカッション



～ 第2部からご参加いただいた3名のご紹介・所感 ～

Tansa編集長 渡辺様

現在、日本政府はアメリカにべったりで、プーチンにおいてはアメリカを怖がっている。ですからアメリカ抜きではこの戦争は理解できないんです。日本にとってはアメリカとの付き合い方をどうするかが一番重要だと思っています。

林の“仲間”代表 加藤様

いわゆる全共闘世代で、当時「ちょっと待てよ学生同盟」を作ろうと言う学生がいたことをふと思い出し、「ちょっと待て」というのは大事ななという風に思っている今日この頃です。

林夫婦の高津高校後輩 河野様

日々の自分の言動、関心、会話の積み重ねが争いのプレーキになるのではと考えます。でも、入ってくる情報には偏りがあるので、先ほどからの違う視点でのお話とかは有難いです。

林：なぜ開戦に至ったのか。単に「周りが何もしていないのに、プーチンが領土的野心で一方的に攻めた」とは言い切れず、ロシアには周りから心理的に追いつめられていたという背景があった。そういう理解でいいのかな？

熊田：僕もそう思う。 渡辺：いいと思いますよ。

林：大体そんな感じですね。じゃあ、これはいつ、どうやって終わる？ どうでしょう。

熊田：進行形だから、幾つものシナリオがあって…ただ、しばらく泥沼化しそうかなという気はしています。当事者以外にとっては戦争で儲かる方々もいますから。

林：一番儲かるのはアメリカじゃないですか。軍事産業もそうだし、結構石油も持ってますしね。

熊田：はい、天然ガスも。

林：心配なのは、ロシアが物資を使い切って、いよいよ国が維持できなくなったときに、戦術核を使う可能性があるのかと思うとちょっと怖い。

熊田：今回のことに関しては核使用の可能性は非常に低いと思っています。さっきも言いましたが、キエフ（キエフ）が京都だとすると、日本人が東京と京都で戦争して、京都に核を落とすか考えると「無い」と思うんです。ただし、アメリカがもっと前面に出て来てロシアを攻めだすと話は変わってきます。

林：今の段階では、どっちに行くかは分からない。ただ短期的には終わらなさそうだといいことですね。

渡辺：あんまり意地を張り合っていると、行くところま

で行かないと終われないですよ。いまはお互い出方を見ながらやっていますが、ロシアが本気でウクライナを降参させようと思ったら空爆で攻めれば終わらせる。そうなる前にどっかが止めようと言わないとどうしようもない事態になる。

河野：そんな中、私たちはどう行動するのが最適解なのかは、皆さん考えていらっしゃると思うんですが…。

林：うちの事務所でウクライナの難民の人たちにお金を送ろうかっていう話が出たときに、難民はウクライナの人たちだけじゃないので、国連の世界的な難民対策をやってるUNHCRに送りました。

河野：日本の未熟さがすごく見えた部分やと思うんです。今、光行さんもおっしゃった様に、いろんな難民の方がいらっしゃるのにウクライナだけ特別扱い。それはやっぱり欧米のメディアに踊らされてるところが多分にあると思います。

林：今後はどうなっていくのでしょうか？ 生活で言うと例えばインフレは進むと僕は思っていますが。

加藤：全世界的に食糧危機は目に見えてますよね。アフリカとかの人たちは本当に食えなくなってしまう。そうすると難民を助けるなんて話で済まなくなるような、そういう時代が全世界的に来る。だから、国防費を何とかするよりも、むしろそういうことを考えていかないと日本が成り立たないんじゃないかなという気がします。

渡辺：今食糧と国防の話が出ましたが、食糧はやはり国防よりも優先すべき事なんですよ。貧困が進むとナショナリズム（国家主義）的な思想が上がってくる。現在の日本も同じ様な風潮があるので、今後の動きは緊張感を持って見ておいた方がいいと思います。

熊田：日本のことで言うと、エネルギー自給や食料自給、あるいは製造業の復活、教育。そういったところに力を注いで、自分たちの足で歩いて行ける“自力”を取り戻す。中でもエネルギー自給率を上げることが根本だと思いますので、そこから取り組んでいきたいと思っています。

河野：物価高や食糧事情などの話は、まさに表題のとおり「世界はつながっている」と思います。そんなことを自分の頭で考えて自分の言葉で発言していかないと駄目だと改めて感じました。



前列中央 熊田様  
 後列左より 河野様・林・加藤様・渡辺様



寄稿

## ウクライナ戦争を考える

コスモス法律事務所  
弁護士 四宮 章夫 様

### 1 はじめに

2022年2月24日ロシア軍がウクライナに侵攻した。2014年のクリミア併合に続き、ルガンスク州とドネツク州を独立させ、又は併合するのが目的であろう。



黒海の北岸では、様々な民族が栄えたが、スラブ人を中心とするウクライナとベラルーシとロシアを含む一帯は特別な関係を築いてきた。その歴史的起源はかつてウクライナにあった「キエフ・ルーシ大公国」だが、近世以降はロシアが権力を掌握する。

1917年のロシア革命を経て、1922年にソヴィエト連邦(ソ連)が成立した際、ウクライナも参加したが、レーニンの民族領域連邦制の導入で、その一帯は、人為的に3つの民族による3か国に分けられていた。

第二次世界大戦後ウクライナとベラルーシも独立国として国連に加盟する一方、ソ連の一員としても残る。

スターリン死亡後の1954年、フルシチョフは、クリミアをウクライナに移管したが、その後のウクライナの独立によりクリミアを失うことは想定されなかった。

1985年のソ連共産党ゴルバチョフ書記長の情報公開と社会・経済の再建を両輪とする政策の開始により、各共和国がソ連から独立し、ウクライナも1991年8月24日独立を宣言、国民投票による支持も得た。

12月8日ロシアとウクライナ、ベラルーシの首脳がロシア連邦を結成し、11の共和国の参加により、ソ連は解体され、ゴルバチョフ大統領は辞任した。

### 2 その後のウクライナとロシア連邦

ウクライナでも1990年代半ばの部分的経済改革や民営化に伴い、利益を貪る新興財閥オリガルヒが誕生、汚職が蔓延し、2004年の大統領選挙では、親露派と独立派(親EU派)との間で熾烈な争いとなる。親露派による大規模な不正疑惑に対し数十万人が独立広場(マイダン)に集まって抗議、最高裁の裁定による再選挙の末、独立派のユーチェンコが大統領に就任する。オレンジ革命である。

2008年からEUとの間で自由貿易協定を柱とする連

合協定の締結交渉が始まり、国民に期待を持たせたが、新首相自身もオリガルヒであり、経済の仕組みは変わらず、マイナスに落ち込んだことから、2010年の大統領選挙では親露派のヤヌコーヴィチが大統領になる。

新政権下でも経済は浮揚せず、国民の不満が高まり抗議活動が勃発。2013年12月1日のデモには10万人を超えるウクライナ国民が独立広場に集まり、さらに反政権側で極右・民族独立派の政党「自由」等が支持者を多数動員、治安部隊に暴力で対抗し、2014年2月20日には双方に多数の死者が出た。

親露派議員大量離党後の最高会議でヤヌコーヴィチ解任等が決まり、「自由」から副首相と三閣僚が入閣した。ユーロマイダン革命である。その背後には、極右・民族独立派による攪乱工作や、オバマ大統領やバイデン副大統領の関与があった。最高会議はウクライナ民族主義政策を進め、同年6月、選挙に勝利したポロシェンコが大統領に就任し、EUとの間で自由貿易協定(FTA)を含む連合協定に調印、双方の輸入関税は殆どの品目で撤廃されることになった。

### 3 クリミア併合とドンバス戦争

ヤヌコーヴィチ政権崩壊後の2014年3月18日、ロシア連邦は、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市の住民投票、併合要望決議に基づくとして、クリミア併合宣言を行った。

ドンバス地域では親露派武装勢力が州庁舎等を占拠し、州議会等の権威は失墜。ロシア連邦の諜報員も暗躍し、現地の自治体関係者、治安機関、準軍事組織が中心となって、ドネツク人民共和国と、ルガンスク人民共和国の創設が宣言された。ドンバス紛争である。ウクライナ政府は対テロ作戦を実施、当初は優勢だったが、8月以降のロシア連邦の軍事援助の本格化により戦況は逆転、平和的手段による主権回復を目指す。

2014年9月5日、ウクライナ、ロシア連邦、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国が、欧州安全保障協力機構(OSCE)の援助の下、ベラルーシのミンスクで、ドンバス紛争の即時休戦実施の合意文書に調印(ミンスク合意)、同月19日親露派の占領地区に特別な地位を与える法律(3年間の時限立法)が制定されたが、休戦には失敗した。翌年2月12日、独、仏、ウクライナ、ロシア連邦の首脳会談で、双方の武器使用即時停止、戦闘員・傭兵の撤退、ドネツク州とルガンスク州に特別な

自治権を与えることを含む合意が成立した（ミンスク合意2）が、ポロシェンコ政権の憲法改正案は、ウクライナ国内右派と親露派双方の反対で実らず、その後も戦いは続き、既に1万4000人とも言われる死者が出た。

親露派がドンバス地域の3分の1を実効支配し、占領地域ではロシア連邦が軍事介入・援助、年金、公務員給与の負担、天然ガスの供給等を行い、ウクライナ政府は、極右・民族独立派による反露活動を黙認してきた。

ウクライナ人とロシア人の人口構成比率は、ドネツク州で58.3対24.3、ルガンスク州で58.0対39.0、クリミア自治共和国で24.3対58.3である。

#### 4 ウクライナのEU及びNATO加盟問題

ウクライナのEU加盟のハードルは決して低くはない。北大西洋条約機構（NATO）も、1949年4月4日に設立された集団防衛のための組織であり、本来はEUと同様に加盟のハードルは高い。

プーチン大統領は、ロシア連邦と欧米との軍事衝突の緩衝地帯と認識する中・東欧諸国のNATO加盟に危機感を抱いていたが、2008年のブカレストNATO首脳会議でウクライナの将来の加盟が宣言された。

バイデン大統領は、以前からウクライナのNATO加盟に積極的であったが、独、仏等は、ロシア連邦との対立の先鋭化防止のため、これまではウクライナの加盟に消極的な姿勢を採っていた。

#### 5 ロシア連邦によるウクライナ侵攻

2019年の選挙で選出されたゼレンスキー大統領も、経済再建に失敗、支持率回復のため、反露政策を支持する国内の風潮に乗り、2021年にはクリミア奪還を命令したとされる。NATOとの合同軍事演習も開始した。

12月3日「ロシアが2022年早々最大17万5000人動員によるウクライナ侵攻を計画している」と突然報道された後、ロシア連邦は、同月17日ウクライナがNATOに加盟しないことや、NATOの軍備の後退・縮小等を要求する条約草案を発表した。

その翌々日失言癖のある米国のバイデン大統領はプーチンに対し、ロシアの侵攻が全面侵略ではなく小規模な侵攻なら、米国が制裁を見送ることを示唆した。

ゼレンスキー大統領はロシア連邦の条約草案を無視したばかりか、2022年2月「（ウクライナの核撤去を巡る1994年の）プタペスト覚書は再検討できる」と述べて、NATOの核の下に入ることを示唆した。

そして、プーチン大統領は、同月21日に「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の独立を承認し、同月24日ウクライナへの軍事作戦を公表、首都キエフ近郊を含む各地で砲撃や空襲を開始した。

ゼレンスキー大統領は、同日戒厳令を發布、18歳から60歳の男性を出国禁止にする「総動員令」にも署名し、両国は戦争状態に入った。



ウクライナの反露ポスター  
（1917年頃のモノ）

#### 6 世界各国の声明等

戦況は膠着状態にあり、戦争の長期化と、核戦争・核事故が危惧されるが、本稿では、国連におけるロシア連邦非難決議に棄権した国々などの意見を紹介しておく。

ケニア国連大使は、ロシアのドンバス2共和国の独立承認を批判する一方、植民地支配のために世界各地に恣意的な国境線を引き、今日の多くの国際的紛争の原因を作った欧米の責任に言及した。キューバ代表は、国連総会緊急特別会合において、ウクライナ危機を招いたNATO拡大の責任を指摘する一方、コソボ紛争の際に、NATOが1999年に国連憲章に違反して軍事介入したことに言及した。南アフリカ代表も、ウクライナ問題解決のために作られた交渉枠組やOSCE等の活動を歓迎する一方、非白人が犠牲となるいくつかの国際的紛争が解決されず放置される原因として、欧米諸国の論調・取組における人種差別的な傾向を指摘している。

それらは、欧米の民主主義なるものが、非白人、非キリスト教徒の世界に、過去から今日に至るまで、大きな災いを齎し続けていることを糾弾する声でもある。

世界の共産党・労働者諸党（世界各国の32の党）の、2022年2月25日付緊急共同声明は、「ロシア連邦によるドンバス地域の人民共和国承認と軍事介入は、ロシア独占資本のウクライナ領内での利害と、西欧独占資本との競争を促進するために行われた」とし、共に資本主義社会であるロシア連邦と、ウクライナ+欧米連合との経済的利害を背景とする戦争であると指摘する。

#### 7 最後に

ウクライナ国民自身が、経済・社会の困難の原因、戦争に至った経緯を直視し、貧しい国民生活の改善を目的とする真の民主的な政治を実現することでしか、紛争の解決、そして戦争の終結はないのではなかろうか。

（2022年9月13日）

# インボイス所内研修レポート

9月7日、林事務所の職員へ向けてインボイス制度についての研修が行われました。講師を担当したのは税理士・前田有太可。「職員がお客様にインボイス(適格請求書)制度について分かり易く説明できるように」と、説明のポイント、登録申請をするかしないか、実際の登録申請ってどうするの?…など盛りだくさんの解説があり、90分の研修があっという間でした。その様子をレポートします。(上田 夏生)



総勢18名が参加した今回の所内研修はZoomで行われました。まず初めに記念撮影を行い、研修がスタートしました。

電子申請することも可能です。電子申請だとより早く登録できます。登録後は「T123…」のようにTから始まる13桁の番号が付与されます。

この後、わたくし上田と今年4月に入所したばかりの新入職員・峯藤で、申告ソフトを操作して申請の実演を行いました。レジュメ作成等事前に準備を色々していたのですが、実際に説明すると上手く言葉が出なかったり、レジュメをZoom画面に上手く映せなかったり…人に説明をするのは難しいと感じました。

## ◆ インボイス制度について

インボイス制度の概要と、お客様への説明の仕方についての話から始まりました。お客様は「インボイスって何?」とご存知ない方も多いため、わかりやすく説明する必要があります。前田が実際にお客様への説明に使っている資料を画面に映しながら、適格請求書とは何か、インボイス発行事業者にならないとどうなるのかなど基本的なことについて確認しました。

## ◆ インボイス発行事業者の登録をする?しない?

続いては、実際にお客様がインボイス発行事業者の登録をするかの判断についてです。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録を行います。登録すると消費税の課税事業者になるため、自身の消費税の申告・納税が必要になります。既に課税事業者のお客様には、基本的に登録を行って頂ければ良いとのこと。免税事業者のお客様は、お客様の得意先でインボイスを必要とするかどうかを勘案して判断する必要があるとのことでした。

得意先が一般の消費者や免税事業者又は簡易課税事業者の場合、インボイスは不要ですが、その他の事業者と取引があり、インボイスの交付を求められた場合は交付する義務があります。免税事業者の方についてはより慎重な判断が必要だと思いました。なお、免税事業者については第63号に詳しく取り上げておりますのでぜひご覧ください。

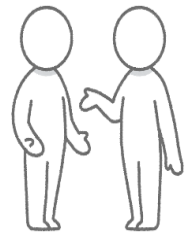


## ◆ 実際の登録申請の方法

インボイス発行事業者の登録依頼を受けた際、どのように手続きを行うかの説明がありました。登録申請は「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署へ提出します。書面による申請の他、

## ◆ 仕入先が免税事業者の場合の対応

次はお客様の仕入先が免税事業者である場合の対応方法についての話になりました。仕入先がインボイス発行事業者になってくれないから取引を停止する!と一方的に通告することは下請法等の問題があるので、ちゃんと話をしてどうするかを決めてもらう必要があります。対応として、まず発行事業者になってほしい旨を伝えること、免税事業者のままの場合、仕入税額控除の経過措置期間中(※)は、仕入税額控除できない分について値下げを依頼する等が考えられます。(※経過措置期間の6年間は免税事業者からの仕入のうち一定割合を仕入税額控除できます。詳細は第63号をご参照ください。)



## ◆ 消費税額等の端数処理の注意点

実務処理を行う者にとって消費税額等の端数処理の仕方は気になるところです。今は下図のように個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数が出た場合は端数処理を行い、端数処理後の消費税額等を税率ごとに合計されている方もいらっしゃると思いますが、制度開始後はこの方法は認められなくなります。

取引日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
10%対象計				28,158	2,814

個々に計算した消費税を合計することは出来なくなります↑



インボイス制度開始後は「一つの請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う」ことにより消費税額等を計算します。具体的には、下図のようになります。

取引日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
10%対象計				28,158	→2,815

合計額に対して消費税率をかけて計算します↑

このように、個々の商品ごとではなく、税率ごとの合計金額に対して消費税額を計算し、その消費税額等に1円未満の端数が出た場合は端数処理を行う、ということがポイントです。

請求ソフト等を使って請求書を作成している場合は、この計算方法にソフトが対応しているか確認する必要があります。また、手書きやExcelで請求書を作成している場合も現在の計算方法を確認し、対応していなければ変更が必要です。ですので、お客様に自社が使っているシステムを確認していただくようお願いする必

要があるということでした。

#### ◆ 適格簡易請求書

小売業、飲食店業、タクシー業等の一部の事業に限り、「適格簡易請求書」を交付することができます。適格簡易請求書は、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載が不要である点、税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率のいずれか一方の記載で足りる点など、通常のインボイスの記載事項より簡易なものになっています。



#### ◆ 仕入先等に対する登録番号の送付依頼

お客様が自社の仕入税額控除を行うために、仕入先がインボイス発行事業者であるかを確認する必要があります。例えば「登録番号の通知のご依頼」のような文書等を送付し登録番号を通知してもらう他、登録が済んでいる事業者は、国税庁による「適格請求書発行事業者公表サイト」にて公表されておりますので、こちらから確認することもできます。  
⇒<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>



## インボイスQ&A (国税庁HPより抜粋)

**Q1** 現在、当社が作成した仕入明細書を仕入先の確認を受けた上で請求書等として保存して仕入税額控除を行っていますが、インボイス制度下ではどうなりますか。

**A1** インボイス制度下でも仕入明細書に必要な事項の記載があれば仕入税額控除の適用を受けられます。必要な事項は通常のインボイスとほぼ同じです。記載する登録番号は仕入先のものであること、仕入先の確認を受けたものに限られることにご留意下さい。

**Q2** 当社は賃借している事務所の家賃を口座振替により支払っていますが、賃貸人からの請求書等の交付はありません。この場合はどうすればよいでしょうか。

**A2** 請求書等の交付を受けない取引であっても原則としてインボイスの保存が必要となります。インボイスに必要な記載事項は一つの書類に全て記載されている必要はなく、複数の書類に渡って記載事項を満たせば、それら一組の書類で仕入税額控除を受けることができます。既存契約であれば、現在の契約書に不足している登録者番号等の事項を記載した案内等を賃貸人に通知してもらい、実際に取引を行ったことを証明する通帳の写しをあわせて保存することになります。



**Q3** インボイス制度後でも帳簿の保存のみで仕入税額控除受けられる場合があると聞いたのですが？

**A3** 請求書等の交付を受けることが困難であるなどにより一部の取引については帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができます。例としてはインボイスの交付が免除されている3万円未満の公共交通機関の利用や郵便切手の購入、従業員に対して支給する通常必要と認められる出張旅費や通勤手当などがあります。

**Q4** 高速料金をETCクレジットカードにより支払っているのですが、この場合は高速道路会社から領収書等が発行されません。インボイス制度下では3万円未満の取引についてもインボイスの保存が必要とされていますがどうすればよいでしょうか。

**A4** ETCクレジットカードを利用している場合は、高速道路会社がETC利用照会サービスをWEB上で運営し、ここから電子簡易インボイスの交付を受けられる予定となっているようです。なお、この電子簡易インボイスについては電子帳簿保存法における保存すべき電子データに該当します。保存方法については次ページにてご紹介します。



# 税制トピックス

第61号で取り上げた電子帳簿保存法ですが、お客様から「義務化や延期と聞くけど結局何をどうすればいいのでしょうか」とご質問をいただくことがあります。ここでは電子帳簿保存法の改正で義務化されたこと及び必要な対応、その他令和4年度税制改正の中で影響の大きいものをご紹介します。（鶴澤 健太郎）

## どうしたらいいの？『電子帳簿保存法』

### ❖ 電子帳簿保存法の改正でどうなったのか

改正電子帳簿保存法の施行そのものは延期されていません。令和4年1月1日から予定通りに施行されています。以下はその改正内容です。



- ・帳簿書類の電子保存とスキャナ保存  
→要件が簡略化された(義務化ではない)
- ・電子取引データの保存  
→紙での保存が認められなくなった(義務化)

この内、義務化事項である電子取引データの保存については、来年末の令和5年12月31日まで猶予期間が設けられ、従来どおりの紙での保存が認められています。以下でこの電子取引データの保存について、来年末までに必要な対応について解説します。

### ❖ 保存すべき電子取引データとは何か

「保存すべき電子取引データ」とは、書面でやり取りした場合に必要な文書に関する情報(具体的には請求書、領収書、契約書や見積書など)が含まれる電子取引データを指します。取引先から受け取ったものだけでなく、取引先に送ったものも保存が必要となります。なお、電子取引データと同一内容の書面をやり取りしている場合で書面を正本としているときは、電子取引データの保存は必要ありません。



### ❖ どのように保存すればよいか

電子取引データの保存要件は以下の通りです。

- ① 改ざん防止措置の実施
- ② 検索性の確保
- ③ ディスプレイ、プリンタ等の備え付け

特に重要なのは①と②です。保存すべき電子取引データが存在する場合には、①についての対応が必要です。また、小規模事業者(前々事業年度の売上が1,000万円以下のもの)でない場合には、②についても対応が必要です。なお、電子取引を行う場合には、意識せずとも③の要件は満たしていると思われます。

#### ① 改ざん防止措置の実施

改ざん防止措置は次の三つの方法のいずれかです。



イ. タイムスタンプの付与

ロ. 訂正履歴が残る又は訂正削除不可なシステムの使用

ハ. 訂正削除に関する事務処理規程の備え付け

イやロにはシステム等の導入費用が必要になります。費用をかけたくない場合は、ハの事務処理規程要件で対応することになります。規程は国税庁が公開している雛形に少し手を加えれば作成できます。

#### ② 検索性の確保

検索性の確保とは電子データについて「取引年月日、取引金額、取引先」のそれぞれで検索ができることです。文書管理システムを使用していない場合でもファイル名に取引日・金額・相手先を定期的に付すか、表計算ソフトで索引簿を作成すれば検索性を確保することが可能になります。

#### ③ ディスプレイ、プリンタ等の備え付け

パソコンやスマホの画面で確認できることと、必要に応じプリンタから出力できることが必要です。プリンタは常設の他、コンビニ等を利用して構いません。操作説明書等の備付けも必要です。これはオンラインヘルプ等で結構です。

## 令和4年度税制改正のご紹介

令和4年度税制改正で多くの方に影響があると思われるものを簡単にご紹介します。



### ❖ 住宅ローン控除の見直し

令和4年1月1日の入居から控除率が1%から0.7%に、所得要件の合計所得金額上限額が3,000万円から2,000万円にそれぞれ引き下げられました。

### ❖ 中小企業向け賃上げ促進税制(所得拡大税制の改正)

令和4年4月1日以後開始事業年度から控除率が引き上げられました。雇用者給与等支給額増加率1.5%以上で雇用者給与等支給額の15%が控除されます。また、雇用者給与等支給額増加率2.5%以上で15%、教育訓練費増加率10%以上で10%控除率が上乗せされます。上乗せ要件を両方満たした場合の控除率は40%となります(法人税額又は所得税額の20%が限度額です)。

# パートの働き方、どうする？

働き方が多様化する中、誰もが安心して働き、老後を迎えられるよう、働き方の形態にかかわらない

社会保障の整備が必要になってきました。今回は、令和4年10月1日スタートの社会保険の適用拡大第2弾についての注意点、またその他の変更点についてご案内します。 (特定社会保険労務士 山本 敦子)

## □ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用拡大

10月1日以降、下の①の事業所に勤務する短時間労働者で、②～⑤の全ての要件を満たす方は、社会保険への加入が義務付けられました。

① 被保険者数	101人以上
② 1週の所定労働時間	20時間以上
③ 月額賃金	88,000円以上
④ 雇用の見込み期間	2か月を超える
⑤ その他	学生でないこと

① **被保険者数** 毎月、フルタイムと週所定労働時間及び月労働日数がフルタイムの4分の3以上をみたす従業員の合計人数をカウントし、直近12か月のうち6か月以上で100人を超える場合、「**特定適用事業所該当届**」を日本年金機構に提出します。法人の場合は、法人番号が同一の全事業所の合計被保険者数で判定します。一度適用対象になると、その後基準を下回っても原則適用事業所です。

② **所定労働時間** 雇用契約書での時間ですが、労働時間の実態を反映した契約書を作成してください。

③ **月額賃金** 皆勤・通勤・家族手当、賞与や臨時に支払われる賃金、時間外・休日・深夜手当を含みません。大阪府の最低賃金である時給1,023円で週20時間、1か月働くと月額88,660円で、この要件をみたします。(1年は52週、1か月は(52÷12)週として計算)。

④ **雇用の見込み期間** 2か月以内であっても「更新の可能性あり」や同一事業所で同様の契約を締結している従業員が更新等で2か月を超えて雇用された実績があれば雇用期間の始めに遡って加入対象になります。

⑤ **その他** 休学中や定時制の学生、また、卒業見込証明書を有し、入社予定の事業所に卒業前から働く学生などは加入対象になります。

### <事業主に求められることは?>



事業主は、以上の要件を確認して加入対象と思われる従業員を把握、保険料の試算を行い(厚労省の社会保険適用拡大特設サイト「**社会保険料かんたんシミュレーター**」が便利)、従業員に保険料や加入のメリット等

を周知、必要に応じて個人面談等を行います。社会保険に加入の場合は、被保険者資格取得届を提出します。

## □ 雇用保険料率の改定(令和4年10月1日以降)

	労働者分	事業主分	合計
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

労働者・事業主分とも料率が変更になり、給与計算では10月1日以降の締日分から新料率を適用します。

## □ 令和4年度 地域別最低賃金(令和4年10月1日発効)

都道府県名	最低賃金	都道府県名	最低賃金
大阪	1,023円	奈良	896円
兵庫	960円	東京	1,072円

物価上昇も反映し、軒並み30円以上の上昇になりました。発効日が給与計算期の間の場合は、ご注意下さい。

## □ キャリアアップ助成金

今後は社会保険料の増加に伴い、全社的に採用計画の見直しや人材育成等が必要になることも考えられます。労使双方による話し合いの結果、短時間労働者の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主は雇用保険のキャリアアップ助成金を活用できます。有期契約からの**正社員化コース**は1人当たり57万円。従業員に対して職務に関連した訓練を行うと、受講料や訓練期間中の賃金の一部等が助成される**人材開発支援助成金**も併用すれば、9万5千円が加算されます。詳細については、各助成金の支給要件をご確認ください。

## □ 短時間労働者のこれからの働き方は？

2年後の令和6年10月には、51人以上の事業所へさらに適用が拡大されます。今まで配偶者の扶養の範囲で働いていた方は、それぞれにご事情があると思いますので、社会保険の被保険者となるか、勤務時間を減らす等、ご自身の将来的なキャリアプランや、今後の社会保険の改正の方針も踏まえ、十分にご検討下さい。



手続・労務のご相談は…つばさ社会保険労務士事務所  
Tel:06-7507-2019 mail:yamamoto.sr2021@gmail.com

# 社福トピックス

2022年9月5日静岡県で園児が通園バスに取り残され熱中症で死亡する事件が発生しました。昨年7月には、福岡県で5歳の園児が炎天下に送迎バスに取り残され熱中症で死亡する事件が発生しており、教訓として生かされなかったことはとても残念です。以下、事故の防止策について考えてみたいと思います。(税理士 林 竜弘)

\*\*\*\*\*

## ◆【事故の原因】4つのミス


事故後の記者会見では、副園長から事故の発生原因として以下の4つのミスがあったと説明がありました。

- ① 到着後、子どもたちの降車を確認しなかった。
- ② 降車がダブルチェックの態勢になっていなかった。
- ③ 担当者が最新の登園情報を確認していなかった。
- ④ 登園するはずの園児が不在にもかかわらず、保護者に問い合わせをしなかった。

要するに、バス車内の確認だけでなく、登園情報の確認、部屋移動や給食時の人数確認、保護者への連絡など、確認のタイミングは何度もあったにもかかわらず、全てスルーされていたことになりま。また、運転に不慣れな園長が担当したことや、バス側面がフィルムで覆われており外から車内が見え難かったことも重なり、事故の発生は必然的であったと言えなくもありません。

## ◆「車内を振り返って見なかった」

事故原因のうち、理事長の「振り返って見なかった」という発言がとても重要な部分だと思われま。降車後にバス車内に誰も残っていないことを確認するのは、マスト(Must)な手順です。「園児が車内に残っていないか」振り向いて後部座席を確認してさえいれば起こらなかったはずの事故。おそらく10秒もあれば完了する作業です。なのに振り返らなかった。なぜか？

マニュアルに記載されているように記載されていないのが当然になされるはずのことがなされていないのでしたら、マニュアルを整備しても、この  
ような事故を防ぐことはできません。では、どうすればよいのでしょうか？

## ◆「通常ならありえない」

重大事故は、得てして「通常はありえない」ことが起こるときに発生します。この場面で想定しないといけない重要なリスクの1つは「担当者が降車確認をしない」こと。そして、「園児が車内に残っているかもしれない」ことです。通常はありえないはずの「降車確認を怠る」原因は何でしょうか？  
① 職員の疲労が蓄積して判断力が鈍っていた？  
② 4歳なら勝手に降りると思った？  
③ 小さな子どもに手を取られて振り返る余裕がなかった？  
④ なんとなく大丈夫だろうと思ってしまった？ etc. あつては困ることですが、人間がやることですから「絶対」はありません。でも、直ちに確認できなくてもそれ自体は大きな問題ではありません。どうしても直ぐに確認できない場合には、暫くしてから戻るか、園児たちの登園確認が済んでからでも、事後的にバスの中に誰も残っていないことを必ず誰かが確認しに行くようにすれば、園児の置き去りを防ぐことができます。



## ◆ 園児の置き去りを防ぐには…

不可抗力による事故は仕方がないとしてもヒューマンエラーによって発生する事故は未然に防ぎたいものです。こども政策担当相は9月29日の関係府省会議で、安全装置の取り付けを義務化する方針を示しました。しかし、電池が切れていてブザーが鳴らなかつたり、うるさくて面倒だから電源を切っていたり、安全装置が働かない場合も想定しないといけません。バス車内には、園児が残されているかもしれないと思って、必ず、誰かが確認しに行くようにする姿勢が求められます。

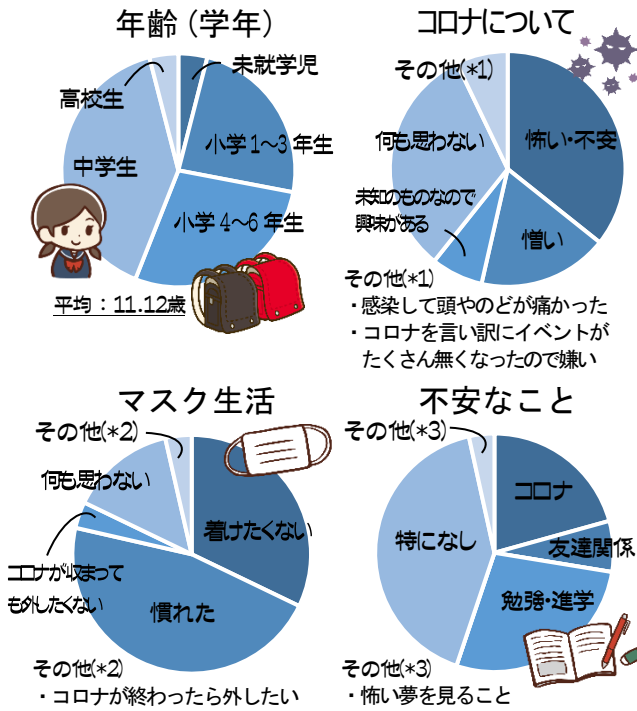
**【福祉経営管理実践研究会(略称:実践研)】** 実践研(会長:林光行)は、「社会福祉に関わる者が協働して(中略)地域の課題を解決し得るための経営管理実践のあり方を研究し、その実践を遍く社会に広めること」を目的として、昨年9月1日に設立されました。今般、設立1周年を迎え、第1回定時社員総会及び全国大会を開催いたします。どうか皆様奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。 お問合せ: 三宅由佳税理士事務所 078(391)2285

**【開催日時】** 令和4年11月26日(土) 13:00~17:00 ※ 終了後、1時間程度、交流茶話会を予定  
**【会場】** たかつガーデン3階カトレア **【参加対象】** 会員の代表者・職員のほか、社会福祉に関するすべての方  
**【参加費】** 会員 1,000円 会員以外 2,000円 ・会員以外の方の参加も大歓迎です!  
**【プログラム(抜粋)】** 記念講演 中村 秀一 様 「現下の社会福祉法人の課題とこれからの実践研に望むこと」  
 パネルディスカッション 「社会福祉法人の経営課題に実践研はどう向き合うべきか」

# 緊急アンケート ～子ども×コロナ～

新型コロナウイルスが流行り始めて数年が経ちました。徐々に元の生活に戻りつつある今、子どもたちはこの状況をどのように感じているのかを探るべくアンケートを実施し、総勢25名のお子様にご協力をいただきました。ページの都合上、割愛したご意見もありますが、現代の子どもたちのリアルな声をお届けします！ (手嶋 智子)

## 1 選択式アンケート(複数回答可)



## 2 コロナが流行る前と後で変わったことは?

**良かったこと** ~ 様々な良い変化を挙げていただきました ~

- ・学校での生活リズムが変わって楽しくなった
- ・親がテレワークで一緒にいる時間が増えた
- ・インフルエンザにかかりにくくなった
- ・新しい趣味をみつけられた など

**悪かったこと** ~ 学校行事と行動規制系が多数意見でした ~

- ・学校行事が無くなった ・旅行に行けなくなった
- ・以前の方が自由だった など

**その他** ~ その他の変化は、とても的確な意見! ~

- ・アルコール消毒をよく見かけるようになった

## 3 コロナが収まったら、したいことはありますか?

- ・マスクを外したい ・旅行に行きたい
- ・マスクを全て捨てる! など

~ マスクと旅行で意見がほぼ二分されていました! ~

## 4 将来の夢は何ですか?

- 飲食系-**  
 寿司職人 アイス屋さん
- 芸能系-**  
 声優 芸人  
 友達と一緒にYouTubeとかTikTokをしたい
- 医療・保健・福祉系-**  
 医者 助産師  
 看護師 整体師
- 創造職-**  
 アニメーター  
 ゲームを作る人  
 イラストレーター  
 鉄道のシステムエンジニア
- その他-**  
 美容師  
 IT系の仕事  
 アニマルトレーナー  
 本当にやりたいと思える仕事に就く  
 考え中(バレリーナ・保育園の先生...)
- 目標系-**  
 大学には行こうと思う  
 親になること  
 免許を取る

~ 「お母さんと同じ仕事がしたい」など憧れから夢を持った方や「OOが好きだから」になりたいという方、複数の夢を挙げてくださる方もいました ~

## 5 こうしたらいい! こうして欲しい! などご自由に

「コロナが終わるか心配」

「コロナが「見える薬」を飲んで、コロナ菌を追っばらって、平和にすぞす!

「コロナだから」「ご時世だから」とイベントやお出かけの予定がなくなるのが本当に嫌だった。そんなに敏感になりすぎなくても...

ワクチンを1回で済むようにしてほしい

コロナを薬で治るものにしてほしい

コロナがなくなっほしい!

「コロナのせいで学校行事がなくなったりした」のは嫌だったけど「今はもう何も思わない」。一見諦めているようにも思えますが、「起こってしまった事は仕方がない」と気持ちを切り替えて前へ進もうとしているのかなとも感じました。保護者の方から「親が思う以上に順応していてたくましい」とのお声をいただきましたが本当にその通りだと思います。コロナで我慢の日々ですが、未来に希望を持って、前向きに生きていって欲しいと願います。

# Key for Success 第39回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回のKS経営研究会は、リアルとZoomのハイブリッド開催でした。発表は46期を修了されたばかりの「将軍」こと中村匠さんです。ゲストスピーカーは、講座に中村さんを紹介した43期の熊田あつしさんです。10年間ベトナムでの事業経験がある中村さんが「ライフワーク」と決意し、「中村式人材教育」とも呼ばれたベトナムでの人材教育・紹介事業。そこに至るまでの波乱万丈の人生のお話の一部をお伝えいたします。(46期 樋原明徳)



## ☆☆ ゲストスピーカーの熊田さんのお話 ☆☆

中村さんに先立ち、熊田あつしさんに「外国人人材採用における日本の現状」を話して頂きました。少子高齢化、労働力人口の急減の中で、外国人人材の導入は避けられない状況ですが、日本は諸外国に比べて、英語の通じる環境が少なく、低賃金。現在は円安でさらに悪化して、経済成長で自国の給料が高くなったベトナムなど諸外国から見ると、お金を稼ぐという意味では魅力のない国



熊田さん(左)と中村さん

になっています。

## ☆☆ 中村さんの生い立ちとベトナムの洗礼 ☆☆

1969年に大阪府泉大津市で織物図案業を営む両親の元に生まれ、自由奔放にのびのびと育ちました。1975年、小学校から帰宅後にテレビ画面から飛び込んできた映像は、ベトナム戦争のサイゴン陥落の様子でした。ネットもゲームもない時代の少年にとって、幼い脳裏に焼き付いた衝撃的な洗礼だったそうです。

## ☆☆ 波乱万丈な人生の幕開け ☆☆

奈良の大学に進まれた中村さんは、会計学を専攻、企業会計・会社経営について学び、卒業後、S林業に入社されます。貿易業務を希望していましたが、命じられたのは主に住宅販売。慣れない営業で苦勞されながら、販売経験を積み、「聞く営業」力を身につけて、建築・不動産知識を習得されたそうです。その後、2回の転職を経験し、マンション・施設管理や大規模開発・修繕工事を手掛けながら、関連資格を取得、事業拡大に貢献されたそうです。



## ☆☆ サラリーマン脳から自営脳へ ☆☆

ここで人生に転機が訪れます。中村さんの、かねがね勤め人におさまらない性格と手腕を認めていた社長から、経営会議で「卒業せいや」と言われ、その日がサラ

リーマン最後の日になりました。

退職後に、とある会社の社長のカバン持ちとして、全国を飛び回ることになります。「育ての親父」と慕う方で、「自分で考え、判断、そして責任を取る。」という自営業者としての心得を学び、「サラリーマン脳から自営脳への転換」ができたそうです。



熱く語る中村さん

## ☆☆ はじめてのベトナム。ホーチミン ☆☆

技能実習生の面接のため、社長と共に訪れた初めてのベトナム。その第一印象は「なんて汚い街」。だけど活気があり、不思議な魅力を持つ「東洋のパリ」。

「ここで独立したらどうや？」の社長の一声が運命を決めます。さらに帰国後に母親から「アンタは国内違うで、海外や。」「サラリーマンは務まれへんから、お金出したるから、世界中どこでもええから市場調査しといで」と言われて、握りしめた金で買ったチケットは、なぜかベトナム。不思議な縁でした。



社長に伝えると「そうか、じゃあ電話入れといたるわ」と、ベトナムの会社を紹介してもらい、ベトナム事情を教えてもらいました。

## ☆☆ そして、会社設立 ☆☆

無事、事業認可を取り、不動産管理会社を設立して、手あたり次第飛び込み営業をしたものの「また連絡する」と言われ、なしのつぶて。たちまち開店休業状態。時間があるので、近所の本屋で幼児用の絵本を買って、一から独学でベトナム語を習得。今度は日系企業に絞り込み、飛び込み営業したところ、日本の大手企業の現地法人と施設管理の契約を交わすことができました。

ところが求人しても人が集まらない！そこで、見かねた知人家族が、手分けして人を集めてくれて、やっ

と従業員教育が開始できました。

☆☆ 中村式人材教育 ☆☆

1. 指示をしても通じない

“通じない”が中村さんのベトナムでの原点です。概念は一つでなく、複数存在するので相手に通じる概念(考え方)で伝えることが重要。相手の考え方と理解度を考慮して指示する必要がありました。

2. 躰とマナーをどう定着させるか？



国民性の違いもあり、「始業時間までに出勤する」ことが当たり前ではないので「定着するまで、学生の登校指導のように、毎朝、従業員通用門に立っていた」そうです。まずは「時間通りに来て終業時間までは勝手に帰らない」を繰り返し教え、当時ベトナムにはなかったタイムカードを導入。それでも改めない人には、時に罰則ペナルティーを与えました。

3. 500万人いるといわれる文盲の人にも教育

例えば、清掃の仕事を説明する時に、文字が読めない人にはイラストで説明し、実際にやってみせて、出来るように繰り返し教えてトコトン付き合う。出来るようになれば、今度は他の従業員達の前で褒め、その後は信頼して任せました。時には失敗もしますが、その時は怒らず、中村さんが責任をとることで従業員に信頼され、人間関係がよくなり、結果、従業員が育つそうです。

☆☆ 思ってもみなかった影響 ☆☆

中村さんは「一生をかけてベトナムの仕事がしたい」と考えています。そこで、地域社会にも貢献することを考え、季節行事で地域の子供たちにお菓子を配るイベントを、7～8年続けました。大盛況のイベントを続けるなか、会社名が認知され、子供たちへのプレゼントのはずが、営業に行かなくても受注があり、求人すると応募がきたり、予想外の嬉しい効果となりました。



☆☆ 出会いと別れ ☆☆

ベトナム滞在中のビジネスパートナーにAさんがいました。Aさんが別で経営していた「送り出し機関(技

能実習生を日本へ紹介する会社)」を手伝っていた中村さんは、多くの送り出し機関が技能実習生から法外な手数料を徴収したり、借金漬けや、過酷な労働条件での就労を強いる様子を目にしたそうです。Aさんと中村さんは、その現状に心を痛めていました。2人で「どうしたらベトナムの人たちが日本に行って幸せになれるだろう」と話し合いながら、会社を運営していました。

そんな中、2021年に世界中でコロナが蔓延。ベトナムも感染者数が上昇し、中村さんは人民委員会からロックダウンに伴う「業務停止命令」を受け、止むなく会社をたたみ帰国。その後、追い打ちをかけるようにAさんがコロナに罹患し、道半ばで亡くなったと日本で聞くことになります。



中村さんは、Aさんの意思を引き継ぎ、今度こそ労働者が搾取されず、日本語だけでなく、文化や習慣を学び、必要な技能を身につけた人材を日本に送る仕組み作りを実現させようと決意しました。

☆☆ 一貫型ビジネスモデル ☆☆

ベトナムで同業他社の方々から「学校」と呼ばれた、無償で育成した人材を現場に派遣する『中村式人材教育』。現在、中村さんは、これまでの外国人労働者紹介にないものを日本市場に届けたいと考えておられます。

現地の送り出し機関と日本の監理団体をまとめ、ブローカーを排除し、中抜きを防ぐ。現地での採用→教育→日本への送り出しを一気通貫で行い、日本に来てからも彼らを支える「日本の実家」と呼ばれる親代わりとなる組織を作るために、中村さんは今、奮闘中です。

🌸 中村さんのこれから 🌸

ベトナムの現地に精通して独自の人脈があるということが、中村さんの最大の強みだと思います。ビジネスパートナーの想いを引き継ぎ、荒野をどんどん開拓していかれることと思います。ぼくは、中学、高校の4つ下の後輩なのですが、ぼくにもやさしい先輩です。中村さんのご活躍を陰ながら応援しています。(樋原)

【第47期 よくわかる！経営基礎講座】 於：Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>

- ☆「事業構想編」令和4年11月 9日～12月14日 18:30～21:00 毎火曜日全5回(受講料 26,950 円税込・教材費含)
- ☆「事業計画編」令和5年 1月18日～2月 1日 18:30～21:00 毎火曜日全4回(受講料 22,000 円税込・教材費含)
- ・事業構想編は、自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方等を対象に、事業目的、経営戦略の立て方、考え方や経営者にとって必要なスキルを学び、事業概要計画の作成を行います。
- ・事業計画編は、決算書の見方と利益計画の立て方や資金繰り、事業経営に必要な手続き等を学び、資金計画や利益計画を含めた事業計画書作成を行います。簿記会計に馴染みのない方でも楽しく学べます。

# ひとひと

## 大切なのは“人”、そして“つながり”

しらやま まちこ 先生  
白山 真知子 先生

2021年8月31日、男児が熱湯をかけられ亡くなる事件があり、その後、スーパーバイザー（SV）として招聘されたのが、臨床心理士の白山真知子先生です。同時期、長女（手塚真樹子）も家庭児童相談室（家児相）に異動になりました。長女はかつて白山先生の下で家児相に所属していました。先生に、虐待をなくすには何が大切か、今の取り組みなどをお聞きしました。相変わらずパワフルな先生のお話に、不思議と癒されました。（林 幸）



### ワンストップで子育て支援を

—— 41号で取材させてもらって12年です

丁度定年の時期でしたね。その後1年は非常勤でいたのですが、やりたいことがいっぱいあって、広めたいものもあったので摂津市家児相を退職しました。

—— いろんな新しい取組みをされていましたね。

はい。他市に先駆けて、ワンストップで子育て中の方を網の目のように支援しようと取り組んでいました。

特に親子教室を大切にしていましたね～ 子育てや子どもの発達が心配な保護者が来られるんです。そんな方に安心して子育てして「よかった～」と思ってほしい。そんな思いで取り組んでいました。遊びの中で、子どもへの接し方がわかったり、親子関係が良くなったり、子どもは集団の中で上手に遊ぶようになります。様子を見て、参加者それぞれに最適な心理療法やカウンセリングをしたり、また、虐待も発見できたのです。

前向き子育てトリプルP（※）や虐待をしてしまった親御さんのための回復プログラムのMYTREE（※）もそんな中で行うようになりました。

※次頁に説明を掲載しています。



### ケース会議で一体感

職場は楽しかったですね～ 一体感がありました。ある時、「長をだせ」「一人で来い」と言われ、行ったことがあるんです。夜も遅く職場に帰ってきたら、非常勤の先生方もみんな待っていてくれたんです。つながりが大きかった。みんなが前向きで「子どもたちをどうしていこうか」と考えていましたよね。

—— どんなことが良かったのでしょうか？

一番に思うのはみんなでケース会議をしていたことです。そこではみんなが何でも自由に話せたんです。全員がファシリテーターで発言者。あっちからもこっちからも意見が出ます。相互SV（スーパーバイズ）です。分からない人も自分も発言し、経験を共有し、育っていく。発達検査結果を読むのもその会議で培われました。

また、自然に「しんどい」という話もできたんです。では何故しんどいのかとか。その頃は昼休み時間を使ってしていましたね～



### スーパーバイズを引き受けられて

—— 事件が起きてSVを引き受けられました…

退職して10年、幸せなことに摂津市で関わった方とはずっと繋がっていました。事件が起きて、相談に来られた時、相変わらず突っ走ってましたから（笑）、とても受けられるような状態ではなかったのです。でもね、38年いた職場でしょう。居ても立ってもおれない思いでした。それに…相談に来られた課長が、昔、家児相で煮詰まるとみんなで食べた「フルフル」のケーキを持って来られたのです。その意を感じて引き受けました。

#### — 摂津市男児虐待死事件の概要 —

- 2018. 4 A市で、おりとちゃん生まれる
- 2018. 7 母子B市に転入
- 2018. 9 保育所入所
- 2018.10 摂津市に転入
- 2018.11 保育所入所
- 家児相担当者が週1から週2 家庭訪問ないし面談
- 2019. 3 要対協:母子とも安定。ネグレクト最重度から中度に変更。但し援助が必要と家庭訪問等継続
- 2019.12 要対協:怪我について安全配慮不足指導継続
- 2020.12 交際相手の存在確認、母「なついている」
- 2021. 5 家庭訪問時面接。交際相手、同居を否定
- 2021. 6 虐待通告有。母「よく面倒をみてる」
- 2021. 7 要対協:親子教室と共に見守り継続
- 2021. 8 事件発生 おりとちゃん、亡くなる

#### — 要対協（要保護児童対策地域協議会） —

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等への早期発見や適切な保護を図ることを目的に、地方公共団体が設置・運営する組織。平成16年度に設置開始され、現在大部分の市区町村に設置されている。

各関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化が図られ、迅速に支援を開始することができる。

必要に応じ、児童福祉関係（児童福祉・母子保健等の担当部局、児童相談所、家児相）の他、保健医療・教育・警察・司法・人権擁護などの各関係機関で構成される。



—— 担当者は90回以上面会しておられたとか…

どんな事件でもですが、終わってからはいろいろと言うことはできるんですね。事件の母は親の愛情を受けずに育った人でした。その母親に寄り添う形で見守っている間に事件が起きました。直前1週間がコロナで保育所が休園になったのも不幸でした。



一人で判断せざるを得なかった担当者もしんどかったと思います。SVとして最初に家児相職員ひとりひとりと面談しました。みんな鬱になっても仕方ないしんどさなんですね。それを聞くと、昔はちゃんとしてきたと言ってもラッキーもあったのではと思いました。

—— 事件前の4月に担当者が変わったとか…

はい。事件の親子が転入して以来担当していた職員は非常勤で、雇用期間は3年までなので雇止めの時期と一致したのです。非常勤だと補助金が出るのです。

また、役所は専門職が長く同じ部署に留まれないという問題があります。家児相を主に担ってくれていた臨床心理士の手塚さんともう一人も8年前に異動になって、親子教室もトリプルPもMYTREEも家児相から他の課に移り、全て外部委託になっていました。要するに省エネモードになっていたんです。

**【トリプルP：前向き子育てプログラム】**子どもの自尊心を育み、育児を楽しく前向きにしていこうデザインされているプログラム。オーストラリアで開発された。

**【MYTREEペアレンツ・プログラム】**子どもに暴言を吐いたり、暴力をふるったり、疎ましく思う、愛せない…など、子どもとの関わりに悩み、苦しんでいる親の回復のためのプログラム。森田ゆり氏によって開発された。

### この1年で変わったこと



まだ1年なんですね～ 大昔のような気がして…(笑)。市は色々手を打ち、まず人員が増え一人で判断しない方法を取られました。今は、虐待対応をするケースワーカーの方は団結しておられます。手塚さんも戻ってくださったので、MYTREEも再開していただけたら嬉しいです。また、幼保ソーシャルワーカーができ、つなぎの役ができてきました。幼稚園や保育所との連携も出来るようにされました。

後は以前のような機関連携ですね。今も要対協の実務者会議を定期的にされていますが、ケースの数が多く、報告・連絡だけになりがちなんです。

機関連携で大事なものは人とのつながりなんですね。いざという時に相談し合ったり、助けを求めたりでき

るのは、お互いが人として信頼関係が出来ているからです。以前は、学校に行くと、「肉うどん食べへんか」と言われ、「まあ嬉しい」とご馳走になったら帰してもらえない(笑)。夜遅くまで不登校やいじめなどいろんな相談があつて…先生との繋がりも深かったんです。



### オレンジリボンフェスタを摂津市で

事件で、ものすごくショックを受けられた市長さんから、「市民もしんどいと思っている。何か元気づけられるものはないか」と相談を受けたんです。それならと、オレンジリボンフェスタを2022年11月20日に摂津市で実施することになりました。

事件が起これると、こんなに大変なんだということをみんな痛いほど感じています。楽しむだけや子育て支援だけでなく、おりとちゃんの冥福を祈り、一旦区切りをつけ、前向きな気持ちになれたらと思っています。

ピンチをチャンスに…。今それに突っ走っています。—— オレンジリボンフェスタというのは？

11月は児童虐待防止期間で、オレンジリボン運動は「認定NPO法人児童虐待防止全国ネット」が母体となって「子ども虐待のない社会の実現」を推進する市民運動です。オレンジリボンフェスタは毎年各地で開催されますが、2019年に全国ネットさんから打診を受け、去年は高槻で100万円の補助金を得て開催しました。参加者が3千人、大盛況でした。今年も補助金が頂けて、また、摂津市の援助で開催します。

### ネットワーク組織で人のつながりを

オレンジリボンフェスタは多くの団体の人たちとネットワークをつくって開催します。ネットワーク組織は要対協と同じで、誰かが長になる訳でなく、一人一人がヒーロー。それぞれが役割を担いながら一つのものを創っていく組織です。その過程で、子どもに関わっている方々の仕事も分かってくるし、家児相のことも分かってもらえる。旗やグッズを作ったり…無駄に見えることで、人とのつながりができていく…フェスタをきっかけにより確かな連携になったらと思います。

オレンジリボンフェスタ2022 in Osaka #ここせつ

★日時：2022年11月20日(日) 10:00～15:00

★会場：摂津市立コミュニティプラザ



# ひとひと

## 「街と森をつなぎ、人と人をつなぐ」

NPO法人日本森林ボランティア協会 理事 山本 博 様

放置され、荒れた人工林の間伐や枝打ちをして、適度な光が入るように森を整備する「森林ボランティア」という活動があります。今回は、私も参加している「日本森林ボランティア協会」で、長年、事務局長を務められた山本 博 さんにお話を伺いました。天王寺のご出身だそうで、地元の話でも大盛り上がり!! (砂川 奈津美)



### 🍷 お生まれが林事務所のすぐご近所なんですね!!

四天王寺さんのほんとはすぐそばです。昭和30年生まれなんで、まだのんびりした時代です。四天王寺の北東にある本坊に、本格的な純和風の庭園があるでしょう。小学生の頃は、よくそこに潜り込んで遊んでたんですよ。夏になると、愛染さんから始まって、生玉さんに、天神さんとお祭りのはしごをしました。

### ▲ 「わんぱく」とはいえ「街の子」だった山本さんが、山に惹かれたのは、いつ頃からですか?

高校で、ワンダーフォーゲル部に入ったんですが、あの頃は学園紛争の真っ最中で、全く勉強どころでない。それもあって、どんどん山にのめり込んでいきました。

大学も長野の信州大学、農学部へ。入学試験の面接で「なぜこの大学に?」と質問され、「山に登りたいからです!!」と答えて、面接官に笑われました。でも、周りもそんなヤツばかり(笑)。高校の時のワンゲル仲間と山岳サークルを作って、1、2年の頃は、年間100日は山に登ってました。その時の仲間とは、いまだに仲がいいですね。それから、山への憧れはあるけど登山経験のない学生に頼まれ、一緒に登ったりもしました。

### 🌸 世話役の能力が培われていったのはその頃から?

そうですね。4人兄弟の末っ子で、子どもの頃は典型的な甘えん坊。ひどい偏食だったのが、山に行ったら、文句を言わずになんでも食べなくちゃいけない…ワンゲルで随分、鍛えられました。いろんなヤツがおりましたから、それをまとめるというか、あの経験を通じてリーダー的なものも学んだんだと思います。

山ばかりで勉強を全くしなかったんで、卒業後の就職先がなかなか決まらず…。でも、「知り合いで林業やってる人がいるから、そこに行くか?」と母に勧められ、大阪の林業会社に入社しました。本社が北浜にあったんですが、なんと「大塩平八郎の乱の燃え残り」といわれた古〜い「しもた屋」(笑)。そこで1年勤めた後、高知の現場、土佐事業所に転勤。そこが『僕の全て』です!!

人口4~5千人の人口で、昭和50年代なのに、山間部の家庭では川の水や山の湧水を使ってるようなすごい田舎。びっくりですわ〜。仕事も、現場のおっちゃんたちと山に行くんですが、もちろんそのおっちゃんたち、パソコンの「パ」の字も知らない。でも、雨の中で焚火をこせるんですよ!!

### 🔥 雨の中で? 消えないのでしょうか?

リュックの中に油分の多い「肥松(天然の着火剤)」を入れておいて、それで上手に火をつけるんですね。それを見た時、「かっこいいな〜、もう、パソコンなんてできなくてもいいや〜」と思いました。仕事が終わったら近くの川でアマゴを釣って夕飯に。「これがほんまの生活や〜」と、ガラッと人生観が変わりました。

ここで、間伐に枝打ち、育苗等、山仕事を一通り覚えていきました。その頃の林業は「1人前になるまで15年」といわれたんです。人の技は盗めと。マニュアルなんて一切なし。それから経理や労務等の事務方全般まで、バリバリやりました。海外にも行ったんですよ。

### ✈ 海外のどちらに?

アメリカやカナダ、ドイツ等、いろんな国に視察に行かせてもらいました。そこで、様々な団体とつながりができ、たくさんの人と出会うことができた。大阪一の林業家や、京都北山や吉野等の林業家と知り合えたのもその頃です。それが、今に続く自分の財産になっています。

### 🌿 森林ボランティアに目をつけられたのは?

仕事は面白かったんですが、社長の息子から煙たがられて、本流から外すための「何か他の仕事を立ち上げろ」と言われました。それで、兵庫にある森林ボランティアの見学に行ったら、日曜日に、全くの素人の都会のおじさんが、楽しそうに枝打ちしてるんですよ! 僕はこれまで現場の人にお金を払う立場だったので、手弁当で無償でやってるのにびっ



くりし、「なんで？」と聞くと、にこにこして「だって、天気いい日に森で作業したら気持ちいいでしょ！」と。目から鱗です。早速企画書を書いて会社に出したんですが、「こんなのアカン」とボツ。でも、なんとか都府の人と森林をつなぐ仕組み作りができないかと、いろんな所に行って、講演を聞いたり、人に相談をしました。その頃に大阪YMCAの滝口さんと出会ったんです。

**▲ ボランティア協会の前理事長の滝口さんですね。**

彼も、YMCAの大人向けのキャンププログラムに森林ボランティアを組み込んだり、いろいろな会合で話をされてたんです。ある講演先で、彼に「森林ボランティアの団体を立ち上げませんか？」と企画を持ち込み、意気投合。1997年、「日本森林ボランティア協会」を設立しました。キャンプリーダーの養成をやっていた滝口さんと林業をやっていた僕がタッグを組んだのが、すごく強かったと思います。



**★ では、林業のお仕事と二足のわらじを？**

実は、勤めていた林業会社は、リストラのような形で辞めさせられたんです。ボランティア協会の収入はゼロ。でも、ありがたいことに、大阪府の外郭団体、「大阪みどりのトラスト協会」から手伝いを頼まれ、その収入もあり、なんとか暮らせていました。立ち上げの頃は、近くのパン屋でアルバイトもしてたんです(笑)。

**● まさに背水の陣でしたね…**

僕らが協会を立ち上げた頃は、まだ全国的に珍しかったので、多くの取材を受け、大手新聞にも掲載されました。ロコミでも広がって、活動地も、最初は箕面国有林、そして金剛山、九度山…と、今は近畿一円に広がっています。森林整備の依頼を受けたら、まず現地を見に行き、作業内容や規模、アクセスのしやすさ等、ボランティアとして受けられるか判断し、活動に組みこんでいきました。定期の活動は、週末の土日が多いです。

**✂ 同時に始まったのが「森林大学」ですね。**

半年間かけて、森林ボランティアのリーダーを養成するという目的で、今年が36期になります。授業では、林業や土壌、環境問題の話だけでなく、安全教育や救急対応、もちろん机上講座だけでなく、実習では実際に山に行き、杉や檜の間伐体験も行います。

そこを卒業しなくても活動には参加できるのですが、卒業生が多いですね。年齢層は、定年後のおじさんが多

いですが、女性や若者も活躍しています。現在、会員は300人程ですが、100人以上はなんらかの形で活動に参加されています。いろんな経歴の人がいますし、みなさん大人でこだわり派、そして、山経験者が多いですね。

また、企業のCSR活動のお手伝いもしています。気乗りしない顔の若者が、活動後にはスッキリした顔で、「楽しかった〜」と言ってくれると、うれしいですね。

僕は昔から、朝起きて「あつ天気がいいからボランティアに行こうかな」でいいと言ってます。義務じゃないんだから。“大人の休日”という感じで、「楽しく活動し、その結果、環境保全につながる」くらいの自然体の姿勢が、25年続いた理由かな？

**🗨 森林ボランティア団体はたくさんあるのですか？**

だいぶん 大分、増えましたね。今、大阪府内で30団体以上はあります。でも、手入れの必要な林は、まだまだ沢山あるんです。放置山は、間伐されないの、森の中が暗く、下草が生えない。ですから、雨が降ると、直接雨粒が地面に当たり、木の根も浅いので、土砂崩れが起きやすい。防災の面からも、森の整備は必要不可欠です。一度、日本人全員が山に入って、全ての放置山の整備をしたら、この問題は一発で解決するのにな〜と思ってます(笑)。

インタビューが終わって…

当日は、ボランティアの話以外にも、伊勢神宮の森や明治神宮の鳥居の話、ドイツにある森を中心とした循環型の町の話、そして伝統的な林業や、大型機械を導入した現代の林業の話等、多岐にわたりました。林業の問題は、非常に複雑で解決困難に見えます。でも、「自伐型林業等、新しい流れは着実に育っているし、どこかでガラッと変わるのでは？」と山本さん。

私自身は、子育てが終わって、仕事以外に何か打ち込めるものを探しているうちに、森林大学に出会いました(33期生)。実習で、太い杉の木に鋸を入れ、チーム皆でロープを引っ張り…ドーン!!という衝撃音と共に高さ20mもある木を倒した時の達成感!!あの感動は、いまだ忘れられません。そして、空気のおいしい自然の中での山作業は、ただただ「楽しい」の一言。皆さんも、森林ボランティアを体験しませんか？



NPO法人 **日本森林ボランティア協会**  
Japan Forest-volunteer Association

月に一度は山仕事



読者の皆様からのお便り



62号で「新型コロナウイルス関連の休業補償」の記事を書かせていただきました。私は個人クリニックでパート勤務をしており、小学校に通う子どもが2人います。今年になって、家族が順番にコロナに罹患しました。3月は有給休暇を消化、7月と8月に子どもが罹った際は濃厚接触者の待機期間は短くなったものの、一人での留守番は難しく待機期間以上に休まざるを得ませんでした。有給休暇も使い切ってしまったところ、勤務先から「小学校休業等対応助成金を申請するので、特別の有給休暇で付与しますね」と言っていただきました。10日間を2回も休んだので本当にありがたかったです。



現在7月～9月分までの申請が可能で、締切は11月30日です。通常の有給休暇から振り替えた場合や、就業規則の整備前でも付与した実績があれば申請可能です。対象になるかは、確認いただいたらと思います。また従業員の方が特別相談窓口にご相談すると、会社に対して申請の働きかけをしてくれたり、締切までの相談なら申請期限後の受付が可能になることもあるようです。

他にも、雇用調整助成金や、傷病手当金、労災などの制度があったり、申請方法や時期が簡易になったり、延長になったりと大変ややこしいですね。どの制度が利用できて、どの方法が従業員や会社にとって最良か調べたり相談したりして、コロナに負けずに元気に働ける人が少しでも増えてほしいです。

大阪市 杉田 旭子 様

『盛る』ことが流行りの昨今、派手に脚色することもなく、常にフェアな視点のシェアリングレターにいつも誠実さを感じています。

光行さんの「今世の中こんな情勢だけど心をこんな風を持ってみない？」そう言われているかのような、いつも何かを気づかせてくれる導入部の一面から引き込まれて、巻末のユキさんの、チクリと風刺して、あえて多くは語らない憂いを含んだつぶやきが、それであなたはどう思う？そう問われている感じがして、最後にはおのずと考えさせられています。

税務については、全く知識の無い私にでも目線をあわせてお金の知識をやさしく解説してくださるシェアリングレターですが、いつのまにか税務の話を超えて、

生き方や幸福とはなんだろうかと、まるで哲学書を読んだ後のような不思議な読後感があります。

なぜこんな気持ちになるのか？ 常により良い世の中になって欲しい、皆が幸福であって欲しい。綺麗事でも済まず全力で奮闘されている林ご夫妻のそのお姿に信頼と尊敬の念を抱くからかもしれません。

私には人に分け与えられるような域はただただ憧れですが、成長してより魅力的になれたら、と思わせてくれるシェアリングレターに出会えてとてもラッキーだと思い、楽しみに拝読させていただいております。

大阪市 高畑 さや香 様

大阪万博もIR（総合型リゾート施設）も走り出しました。問題と考えますが、情報開示の決定的な欠如、建設用地の軟弱地盤とそれに伴う費用の公的負担、後出しじゃんけ的な非民主的な行政の決定プロセス、疑問のもやもやが広がるばかりです。

先の「カジノの是非問う住民投票を求める」署名は必要数をはるかに上回る21万筆近く集まりましたが、府議会にて即日否決。全てブラックボックス内で決定し、住民投票の拒否。どこに民主主義があるのでしょうか。

住民投票には、住民のエゴや情動（一時的な感情による判断）などの問題もあると思いますが、今回の政策決定は余りにも拙速です。一度立ち止まるためにも住民投票が必要だと考えます。



大阪市 千田 祥三 様

9月のKS研究会、中村さんの熱いお話にとっても感動しました。現在、介護の技能実習生の来日直後の「介護及び日本語研修」に携わっています。初任者研修にも関わってきましたが、来日して1年半が経っても日本語の上達が追いついておらず、全ルビの教科書でも、読めるレベルでない人も多くいます。配属先の職場に指導員はおられますが、技能実習生の介護知識や介護現場での会話の上達に特化して定期的に関わる立場の存在やキャリアコンサルタントがいれば、技能実習生の人生が豊かになるのと思います。技能実習生は、いろいろな事情を抱えて日本に来ています。中には祖国に子ども、夫、親を残し、一大決心をして来日し、介護福祉士をとり、家族を日本に呼びたいと夢をもってくる人たちも多くいます。その夢を叶えるサポート体制の必要性を改めて感じました。



Life Innovation Labo 中山 登貴 様

林事務所をお借りして、アドラー心理学に基づいた新しい子育て講座【EOLECT】を始めることになりました。

以前の子育て講座とは少し視点を変えて、アルフレッド・アドラーが言った言葉などを下敷きに、日本アドラー心理学会が開発した新しい子育て講座です。

アドラー心理学で大切な言葉に『共同体感覚』という言葉があります。『共同体感覚』を大切に育んでいくと、人々は争いのない、協力的な社会の実現と人々の幸せが叶うだろうとアドラーは考えました。

- 1 自分のことが好き？ (自己受容)
- 2 人々の役に立っていると感じられている？ (貢献)
- 3 人々を信じ任せられる？ (他者信頼)
- 4 居場所があると感じている？ (所属感)

この4項目にうなずけるよう、『共同体感覚』の芽をより身に着けていくことを目的としています。

講座では頭で学ぶというより、生活の中での実践とグループ仲間との話し合いを大切にしています。自分と関わっている方々と「いい関係」を築いていきたい方にも、興味を持っていただけるといいなと願っています。

『パセージ』リーダー 高橋 さと子 様

2018年5月にウエルシア薬局株式会社を辞めて、もう4年。精神科医になって思うことは、まず、1950年代から向精神薬が発展した為、薬物療法で精神状態が改善することを実感しました。一方で薬なしで治る患者さんもおられます。患者さんとは、まづラポール(信頼関係)が形成されるかどうか、相手が信頼してくれて相手に寄り添って支持的に傾聴することによって改善することがあります。

他の診療科目の先生から希死念慮(自殺願望)がある患者さんのコンサルトを受けるときがあります。「死にたい」と言葉は同じでも、その人にとって「死にたい」理由は様々です。息苦しさ、痛み、せん妄による場合はまずその原因を治療することです。一方、孤独感、環境等の原因である場合は、その人が必要であれば1時間でも2時間でも相手に寄り添い支持的に傾聴することによって改善する人を何人も経験しました。

「引きこもり」等悩みを持つ人が寄り添える場の仕組み作りが出来ればと思っております。

近畿大学病院 メンタルヘルス科 瀧川 清統 様

夫・伊藤誠が亡くなり、8年になろうとしています。皆さまとのご縁があってこそ幸せな時間を過ごせたのだと改めて感謝いたしております。そうして、ようやく「写真展 伊藤誠の眼」を開催することとなりました。

夫は、父の手ほどきで始めた写真を趣味の一つとしておりました。亡くなった後、夫の高津高校の後輩で、『ギャラリー レ・ヌーヴォレ』のオーナーから「伊藤さんに、このギャラリーでの写真展開催を約束してもらっていた。是非やりましょう」とお話がありました。とても有り難いお話でした。お近くにお越しになる機会がありましたら、お立ち寄りいただけますと幸いです。

生駒市 伊藤 明子 様

「写真展 伊藤誠の眼」

会期：2022年10月21日(金)～11月3日(木)11時～17時  
会場：レ・ヌーヴォレ 大阪市北区中津3-10-7

キャッシュレス推進が必ず「良い」のか？

今、世間ではキャッシュレス決済が良いように言われています。経済産業省もキャッシュレス決済のさらなる普及促進に力を入れているようです。

消費者として生活しているとキャッシュレス決済の良い面だけが聞こえてくるような気がします。店を経営する者としては全く違った見え方がしております。

例えば弊社のような小規模の店舗がクレジットカード決済でお客様から代金を頂く場合、売上金額のおおよそ4～5%をクレジットカード会社に支払っています。小売店はおお客様の利便性を確保するためにこれを負担していますが、これが増えれば増えるほど店の負担が増え、カード会社は儲かります。つまり、国がこれを推進することは小売店などの利益を奪い、クレジットカード会社の利益を増やすという側面もあります。仮に小売店の負担が無かったとしても、国がこれを推進することは特定の業界に対する「えこひいき」だと言われても仕方がないのではないかと思います。

私たちのような店舗経営者も喜べるようなキャッシュレス推進であって欲しいと願う次第です。

高宣レンタカー(株) 八上 雅也 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。

『たまゆらのうた』川柳・俳句コーナー ～お題「決算」～

今日こそは 明日こそはと 資料待ち (和巴) あら不思議 申告期限で 出来上がる (たこやき)  
決算書 社長の人柄 滲み出る (竜神) 決算整理と 鼻息荒げ 書類の山見て 諦めた (大月亭今なん)

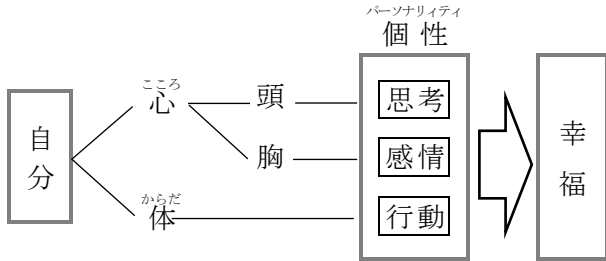
次号のお題は「消費税」です。メール・FAXでのご投稿お待ちしております。

# ♡ 心理学実践基礎講座第1期生募集 ♡

シエアリングレターの第63号で紹介させていただいた「心理学実践基礎講座」。いよいよこの11月3～5日に、「第1期」の講座を開催します。お一人でも多くの方に参加いただきたいと心から願います。でも、一体どんなセミナーなのか、訳の分からないセミナーではどうしようもありません。そこで今回はこのページを借りて、セミナーの内容について説明させていただきます。どうかご一読ください。（林 光行）

昨年にお亡くなりになった小市哲也先生によれば、「林君、これは能力開発セミナーなんだ」とのことです。私が、「エ？ 心理学を使って自分自身が気付いていなかった自分の物の見方・考え方、そんな無自覚な癖に気付くセミナーではないんですか？」と問うと、「だから能力開発セミナーなんだよ」と、先生はニコニコと説明を始めてくださいました。

**先生**：人間は「心と体」から成ると言われるけど、心は「考える…頭」と「感じる…胸」だね。そして、頭が考えて（思考）、胸が感じて（感情）、体が動く（行動）。この**思考**、**感情**、**行動**のOne Set がいわゆる個性で、その人はどこに向かう？ そう、幸福しあわせに向かって進んでいるはずなんだよね。図示すると、こんな感じかな。



**先生**：ところで、この思考・感情・行動は、幸福しあわせになるのに十分役立っているだろうか？ 例えば、ちょっと行動に移せばいいのに「目立つとマズイ」と考えたり（思考）、恥ずかしいと感じたり（感情）、ついつい何も言わずに黙り込んでしまう（行動）。その結果、大きなチャンスを失う。そんなことは無いかな？ 別の例では、ある会社の工場長で、いつも若い人たちに怒鳴り散らす人がいてね。聞くと「皆、もっと懸命に働いてくれたら、給料ももっと出せて、お互いが気持ちのいい職場になると思っているんですが…」。ジックリと聞いてみると単純な話で、「自分が若かった頃のように皆がもっと真面目に働くべきなのに、そうしない！」と考え（思考）、ついつい腹が立って（感情）、怒鳴ってしまう（行動）とのこと。彼のワンパターンな思考・感情・行動が、いつもいつも無自覚に出てしまうんだね。

**私**：それで、能力開発とどんな関係が…？

**先生**：ウム。彼はこの講座を受けて、「アッ、そんな風にして、自分はいつも怒鳴っているんだ」と自分自身の無自覚な思考・感情・行動のパターンに気付いて、「お互いが気持ちよく働くために、ここはこんな風にして欲しい」と、素直に部下に伝えるようにした。途端に、工場の雰囲気明るくなり定着率も上がったし、工場の採算も良くなったんだよ。どう？ 幸福になる能力が開発されたとは思わないかな？ なお「資源開発」というように、「能力開発」の「開発」という言葉は、「埋もれているが元々そこに存るものを採り出す」意味。工場長には、前から部下に対して論理的に話す能力はあったのに、その能力を使う機会に気が付いていなかっただけ。だから「能力開発」と言っているんだ。

「無くて七癖ななくせ」ですが、自分でも気付いていない癖は沢山あります。自分自身の考え方（思考）・気持ちの持ちよう（感情）・言動の仕方（行動）については、余計にそうなのだと思います。3日間、様々な実習（ゲームなど）やお互いが感じたことを交換（シエア）する中で、これら自分自身が自覚していなかったことに気付く瞬間があります。そして、その「気づき」を深めるのが、この「実践基礎講座」です。そして、メインの3日間に続く3回のフォロー講座で、日常生活との関り、心理学的背景の理解を深めます。

私が昔に学んだ「交流分析」では、「自己への気づき」「他者への気づき」「自己と他者が創り出している関係への気づき」と聞いたことがあります。その一番の基礎となる「自己への気づき」がクリアにできるのが、この心理学実践基礎講座です。

「心理学実践基礎講座」は、「ANAセミナー」として開催されていた講座の改良版です（と思っています）。4年前に、セミナーの継続学習をしたいという有志が集まり、以来延べ60数回。そのメンバーで、「心理研究会」として、小市先生のご指導も得ながら、

勉強会やミニセミナーをしてきました。

そしてようやく、この11月の講座の開催に漕ぎつけることができました。以下は、幸さんが、心理研究会での会話を編集したものです。

**T** : ANAがなくなって何年になるんやろう～？

**I** : 僕が受けた2018年2月が最後やった。

**T** : そうか。もう4年半になるんや…。

**光** : **幸** は本当によく頑張ってたな～

**幸** : 1993年以来、メインの**S**さんが頑張る限り私も頑張ろうと…。25年間よく続いたと思うわ～

**T** : 長男が生まれて「将来、講座を受けさせたい」ってずっと言ってたけど、余計思うようになった…。

**あ** : 4年前はいろんな話し合いがあったね～

**I** : 僕は同窓会にしたらいって言ってたけど…

**み** : 飲み会だけでももったいないと言ったのは私。この年になっても気付くことが一杯で…でも若いうちにこういうセミナーを受けてほしいと思うたわ～

**幸** : それで継続学習委員会を立ち上げたのは2018年8月、それが心理研究会になったのは1年後。小市先生をお呼びして勉強会やミニセミナーをして…。

**光** : 小市先生は、週3回の透析を受けておられた。でも「僕はもう1～2年の命。その間に取れるものは取ってくれ」と仰って、千葉からよく来てくださった…。

**み** : 土曜日昼に**I**が私が新大阪に迎えに行行って日曜日夕方にお見送りしたわ～

**あ** : 小市先生にお会いできてセミナーもしていただいて本当によかったです。

**幸** : コロナが始まって、結局2020年2月が最後だったね～。小市先生は「僕は大丈夫だよ」と言ってくださったのに…。でも、自分たちで勉強してセミナーをやるという気持ちが増したような気がするわ～

**ま** : ただ、コロナの影響で、セミナーを公開で出来ず、

たくさんの人に参加してもらえなかった…

**ひ** : 心理研究会に参加するようになって2年だけど最初は、**光**さん**ま**さん親子のやりとりが激しく感じて…。**光**さん「怒らはれへんかしら」とひやひや…

**幸** : いえいえ、我が家では普通…(笑)

**ひ** : 今はすっかり慣れて私も言いたいことを言うようになりました。みんなが自由に発言して、それを誰も否定しないで真剣に話し合うっていいなあ。

**さ** : 私は細かいことまでこだわって、納得するまで譲らない。進行を邪魔して申し訳ないわ～

**光** : **さ**さんのアドラー心理学徒としての「ぶれない姿勢」はとても有難い。スルーしてしまいそうな微妙な言葉使いや進行のやり方にも、キチンと意見を言ってもらえるから、皆で考えて、いいものになる…

**幸** : **さ**さんの子育て講座(パセージ)を夫婦で受けたのは30年前。“課題の分離”など目から鱗が落ちた。でも、子どもたちのほうが理解が早かった…(笑)

**光** : **ま**は心理学を専攻して臨床心理士になり、アドラー心理学もずっとやっていて手強い…(笑)。

**み** : **つ**の感性もすごいよね。

**つ** : 私はただ感じたことを言ってるだけよ…

**光** : いやいや「そんなふうに言われたら怖いと感じる人がいるんじゃない？」とかの意見は本当に貴重やね。

**幸** : それにしても4年間で皆成長したんじゃない～？

**み** : ホントホント。**ひ**なんか、ずばずば言うようになって、こんなにエネルギーのある面白い人やったんかいな～(笑)と。

**つ** : 何より素晴らしい仲間に出会えて、この人生、まんざら捨てたもんじゃあない、そう思います。

**幸** : 今度の11月3日～5日はドキドキやね～

**T** : “みんなで創る”がコンセプトなんだから、受講した人にもいろんなフィードバックをもらって、より良いものにしていったらいいんじゃないかな～

**あ** : 沢山のの人に受けてもらいたいですね。

**み** : ずっと講座の開講を待っている人もあるし…

**ま** : ANAを修了した人にも受けてほしいね～



～心理学実践基礎講座第1期～ 心理学実践基礎講座の仲間になっていただける方を募集しています。


◇第1期◇ 2022年11月3日(祝)～5日(土)と3日間のメイン講座と、11月13日(日)〈午後のみ〉、12月10日(土)、及び2023年2月11日の3日間のフォローアップ講座から構成されています。

◇参加費◇ 6万円(第1期特別価格 3万円) ◇お問合せは 林 ゆきまで → [yuki@share.gr.jp](mailto:yuki@share.gr.jp)


～心理学実践基礎講座は、人生をより豊かに幸せに生きる能力をつけるための心理学に基づいた講座です～

**第109回経営倶楽部のご案内** 令和5年10月から導入

される「インボイス制度」について、第一部は弊事務所前田有太可、第二部を国税局で消費税導入時から関わってこられた杉村博司先生にお話しいただきます。

□ 講師 税理士 杉村 博司 先生   
税理士・中小企業診断士 前田 有太可

□ テーマ 「今知るべき消費税インボイス制度」  
～その対応と背景、そして今後は？～

□ 日 時 2022年10月22日(土) 懇親会は  
 午後1時30分～5時 5時30分～

□ 場 所 講演会：たかつガーデン8階 たかつ(西)

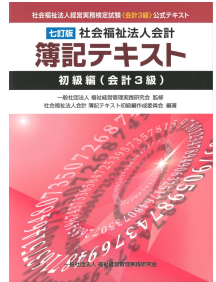
□ 会 費 講演会：5,000円 懇親会：4,000円

◆ 第110回経営倶楽部は2023年2月4日(土)を予定しております。

**新刊図書のご案内**

「社会福祉法人会計簿記テキスト  
《初級編》(会計3級) 七訂版

発行：(一社)福祉経営管理実践研究会  
2022年12月4日(日)に実施される「社会福祉法人 経営実務検定試験〈会計3級〉」の「公式テキスト」として出版していますが、受験のためのテキストとしてではなく、あくまで社会福祉法人の会計担当者の実務処理能力の涵養に役立つものであることを念頭に作成しております。今回、記述を全体的に見直して「七訂版」とさせていただきました。



**～法人化のお知らせ～**

この度、個人事務所である「公認会計士・税理士 林光行事務所」を法人化し、2023年1月より「シェア税理士法人」を設立する運びとなりました。これまで以上に業務に精励し、皆様に貢献できますよう努めたいと存じます。どうか今後とも宜しくお願い申し上げます。

**退職のご挨拶**

今年12月末日をもちまして林光行事務所を退職いたします。

平成27年4月の入所以来、永く勤めることができましたのも皆様に支えていただいたお陰だと感謝しております。退職後は林事務所から徒歩3分程の場所で開業いたします。スープの冷めない距離で、これからもシェア税理士法人グループの一員でありたいと望んでおります。

引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

税理士・CFP 小林 匠

**YUKIのつよゆき**

★食料品、生活必需品等あらゆる物の値段が上がると、消費税の税収が上がります。どう思います？ 消費税は、導入時の平成元年の約3兆円が令和3年には約21兆円です。見事に所得・法人税減税分が消費税に入れ替わっています。

20年前、確定申告相談会場に20代の若者が来ました。会社から言われ、外注になったとのこと。常連の個人事業主の方と違い、携帯代等の経費や健康保険等の控除の資料は「ない」とのこと。所得税と翌年の住民税や国保の説明をしても関心なさそうでした。その頃から、経費節減、特に消費税の影響で社員から外注になる方が増えたと感じます。節税策や将来への備え等税務署では教えてくれません。

さて1年後からインボイス制度が始まります。消費税に縁がなかった人も、元請先からの要請で課税事業者になると消費税納税が発生します。応じないと契約解除になるかもしれません。そんな方のことが心配です。でも、まずは知ってもらい、対応策を一緒に考えていけたらと思います。

★半年前の私のイメージは、「プーチンは怖い人」でした。その後、経営倶楽部(4頁)で、Tansa渡辺さんから聞いた「オリバー・ストーン監督のプーチンインタビュー動画」を見ると、プーチンの対話姿勢が感じられます。軍事費もアメリカの1割未満とのこと。現在の軍事費は、米8007億ドル、中国2934億ドル、露659億ドル、日本541億ドルです。

最近、米國務長官がゴルバチョフ書記長に「NATOは1インチも東に拡大しない」と約束し、後にそれを反故にしたNHK映像を見ました。米国のルールを理解していなかったのがゴルバチョフの過ちであるとのこと。要するに「約束を信じた？ 馬鹿だなあ…」ということですよ。

この半年、情報源は？ 意図は？ と考えるようになり、少し賢くなった気がします。一方で、平和な世界は夢のまた夢だと、自分の無力を感じます。そんな時、大信の目良元理事長がくださった言葉「たとえ明日地球が減びるとも君は今日リンゴの木を植える」が浮かびました。やはり私にできることを一つずつやっっていこうと思いました。(幸)

**公認会計士・税理士 林光行事務所**

大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル  
〒543-0073 <http://www.share.gr.jp/>  
TEL 06-6772-7770 FAX 06-6772-7740

公認会計士・税理士 林 光行 税 理 士 林 幸  
税理士・中小企業診断士 前田 有太可 税 理 士 林 竜弘  
税 理 士 小林 匠 公 認 会 計 士 草 加 美 香

☆ シェアリングレターのモットーは「わかりやすく役に立つ・生の情報と声・気さくでぎゅっばらん」などです。

☆ 次号は2023年4月発行予定です。ご意見や日頃感じておられることなどお寄せください。⇒ [info@share.gr.jp](mailto:info@share.gr.jp)

☆ 購読料をカンパして頂ける方は、林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒ 口座番号00950-3-14499